

神戸大学大学院農学研究科において単位修得退学した者の博士論文審査等に関する申合せ

平成 19 年 9 月 7 日制定

1. この申合せは、農学研究科博士課程後期課程において所定の期間在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者（以下「単位修得退学者」という。）の博士論文審査等について、必要な事項を定めるものとする。

（申合せの適用）

2. 神戸大学大学院農学研究科における課程を経ない者の博士論文審査等に関する内規第 3 条第 1 項第 1 号に規定する者が、原則として単位修得退学後 5 年以内に博士論文の審査を申請する場合にこの申合せを適用する。

（学位申請資格審査委員会）

3. 単位修得退学者に対する学位申請資格の審査は、省略することができる。

（博士論文草稿の内見）

4. 単位修得退学者の博士論文草稿の内見に際しては、最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び在職・研究従事内容証明書の提出は、省略することができる。

（博士論文の申請）

5. 単位修得退学者が学位の授与を申請するときは、最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書の提出は省略することができる。

附 則

- 1 この申合せは、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。
- 2 この申合せは、自然科学研究科（農学系）博士課程後期課程の学生にも準用する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。